

## 第4章 環境施策と町・町民・事業者の取組

ここでは、「自然・やすらぎ」、「快適・安全」、「脱炭素・エネルギー」分野の基本目標に向けて、それぞれの現況と課題に対応する環境施策と取組の効果を数値で評価するための環境指標を設定し、町の取組、町民の取組、事業者の取組を示しました。

学習の場へ自ら参加する取組を「学ぶ」とし、私たちの意欲・発想・実行力を活かす取組を「活動する」とし、これらを「協働」として、分野別に示しました。

下図に、本計画を推進するための「協働」の概念を示します。

「学ぶ」及び「活動する」の取組のなかには、町が主体で推進するものと、町民・事業者が主体となり推進するものがありますが、町民が自ら参加することを目的とするため、ともに「協働」とします。

### ◆環境アクション！地域協働の概念◆

#### ■SDGsと地域循環共生圏



##### 持続可能な循環共生型の社会



**地域循環共生圏**  
= **地域のSDGs**  
: SDGsを地域で実践するための**ビジョン**

**森里川海プロジェクト**  
= **暮らしSDGs**  
: 一人一人、一社一社がSDGsを取り入れる**アクション**

Act 1		地元でとれたものを食べ、旬のものを <b>味わいます</b> 。
Act 2		自然の中へ出かけ、動物園、水族館や植物園などを訪ね、自然生きものに <b>ふれます</b> 。
Act 3		自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで <b>伝えます</b> 。
Act 4		生き物や自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に <b>参加します</b> 。
Act 5		エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで <b>買います</b> 。

【出典：環境省地域循環共生圏ポータルサイト】

# 1 自然・やすらぎ

## ◆施策の方向◆

茨城町の自然・やすらぎ環境を構成している涸沼と涸沼流域に広がる水辺、里山、田畑を守り育て、また、歴史と文化を継承していくためのネットワーク構築を行い、生物多様性の保全に係る活動の推進、エコツーリズムの活性化など、町民が誇れる自然再生に取り組んでいきます。



1-1 生物多様性の保全	生物の生息環境の保全
	生物の生息情報と保全対策の公開
	涸沼を保全していく活動の推進
	生物多様性地域戦略の推進 (ラムサール条約登録湿地涸沼拠点周辺)

1-2 人と自然との共生	水辺地と人の共生ができる空間の保全
	水辺、里山の再生、整備事業の推進
	農地と自然が調和した空間の整備
	エコツーリズムの活性化

1-3 歴史と文化の保全	景観と自然の調和を含めた文化財の保全
	環境、歴史、文化の継承

1-4 協働	
学ぶ（主体的な環境学習の推進）	活動する（主体的な保全活動の推進）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 涸沼ラムサールネイチャーガイドの養成</li> <li>・ 生物多様性保全取組事例発表会の開催</li> <li>・ 環境や生きものにやさしい勉強会の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化防止活動推進員となって環境保全活動のリーダーとして活動</li> <li>・ 涸沼ラムサールネイチャーガイドとなって来町者を案内</li> </ul>

## ◆環境指標と数値目標◆

環境指標	現 状	中間目標 (R9年度)	計画目標 (R14年度)
「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」来場者数 （累計）	—	80,000人	120,000人
「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」ボラン ティア指導員	10人	20人	30人
涸沼環境学習会参加者数（累計）	893人	1,000人	1,500人
涸沼ラムサールネイチャーガイド認定者数	136人	190人	240人

### 1-1 生物多様性の保全

#### 関連するSDGs



#### ◆現況◆

- 町では、涸沼で発見されたヒヌマイトトンボを天然記念物に指定しており、現在確認されている生息地が、町内では2箇所あります。全国的に生息地の環境の悪化、消滅により、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠB類（EN）類に指定され、茨城県版レッドリストでは絶滅危惧ⅠA類となっています。
- 涸沼とその周辺には、多くの渡り鳥や野鳥が生息しており、オオセッカ、オオタカ、アオバズク、オシドリなどの野鳥が茨城県版レッドリストに記載されています。
- 全国的にも希少な汽水湖である涸沼は、水産資源のヤマトシジミやマハゼ、ワカサギなどの漁場となり栄えてきましたが、外来種の繁殖などにより在来生物が補食の被害を受けています。
- 植物では涸沼湖岸や周辺湿地には、茨城県版レッドリストに記載されているアイアシ、オオクグ、ミズアオイなどが生育しています。
- 涸沼の植物群落には、ガマ、マコモ、ヨシ、オギが見られますが、堤防がコンクリート製護岸に整備され、波浪の影響等で減少しつつあります。
- 水田の減少で農地や里山に見られたメダカやタニシ、ホタル等が減少しています。
- ラムサール条約登録湿地「涸沼」を紹介する「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」がオープンします。
- 大戸のサクラ、神塚神社の椎の木、鹿島神社のイチヨウが名木指定されています。
- 豊かな環境で育つ稲作を中心とした農産物、ヤマトシジミやワカサギなど涸沼の特産物を地域資源として守っていきます。

◆課題◆

- 1971年に涸沼で発見された町の天然記念物であるヒヌマイトトンボの生息地の保全及び拡大が必要です。
- 涸沼の豊かな生態系を守っていくために、各分野を統合した生物多様性保全の一斉調査を実施し、総合的な保全策が必要です。
- 用水路の整備や建築、建設等の事業活動の際は、生物の生息環境に配慮した施工方法が必要です。
- 涸沼の生態系を脅かす外来種を把握し、繁殖を防止する取組が必要です。
- 涸沼の再生を目指し、湖岸植物、水生動植物を復元することが必要です。
- 環境保全や自然再生活動などに協働できる機会が必要です。

◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組
生物の生息環境の保全	・町指定の天然記念物であるヒヌマイトトンボの現状をとらえ、生息調査を行い、生息地の保全及び拡大を継続して進めます。
	・貴重な動植物が生息・生育できる環境の保全・再生・創出に努めるとともに、生息地への出入りについては看板を設け、ヒヌマイトトンボの生息地については、ガイドを付けて案内することに努めます。
	・涸沼の再生を目指すために、湖岸植物、水生動植物の復元に取り組みます。
	・休耕田の利活用としてビオトープも含め、生物の年間を通じた生息空間の保全に努めます。
	・外来種による在来種への影響などについて周知し、外来種の種数や個体数を減らすよう啓発に努めます。
	・用水路などの整備・改修を行う際は、水生生物などの生育できる空間を設けるよう環境に配慮した施工に努めます。
	・事業活動や建築、建設事業の際には、生態系への配慮に努めるよう指導します。
生物の生息情報と保全対策の公開	・再生可能エネルギーに関する開発の際は、生活環境及び動植物の生息環境と貴重種の保護について注意喚起を行います。
	・生物多様性を保全するために、動植物の一斉調査を定期的に行います。
	・生物の生息環境保全のために、町内で確認される生物の生息・生育情報をホームページ等で公開し、正しい知識や効果的な方法を提供します。
	・農作物等の被害拡大の防止も含め、イノシシやカラスをはじめとする有害鳥獣の情報を収集し、公開及び対策を講じます。

<p>溇沼を保全していく活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民・事業者・関係団体と協働して、溇沼を取り巻く生態系や水質等を保全していきます。</li> <li>・溇沼に生息する動植物に関心を持てるよう、学習会や観察会の場を提供します。</li> <li>・ラムサール条約登録湿地溇沼の継続的な調査や保全活動を行います。</li> <li>・ラムサール条約登録湿地溇沼の自然を案内できるネイチャーガイドを育成します。</li> </ul>
<p>生物多様性地域戦略の推進（ラムサール条約登録湿地溇沼拠点周辺）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラムサール条約登録湿地「溇沼水鳥・湿地センター（仮称）」周辺の生物多様性地域戦略を推進します。</li> <li>・豊かな自然を紹介できる「溇沼水鳥・湿地センター（仮称）」の活用を推進します。</li> <li>・「溇沼水鳥・湿地センター（仮称）」の利用・活用方法などの情報を提供します。</li> </ul>

◆町民の取組◆

- ・茨城町の自然や動植物に関心を持ちます。
- ・身近な公園、緑地、水辺などの自然豊かな場所の保全に協力します。
- ・動植物の生息情報などを学び、むやみに捕獲・採集したりしません。
- ・在来種などの生態系を保全するため、外来種を自然界に放ちません。
- ・有害鳥獣の情報収集や対策に協力します。
- ・動植物の生息調査や保護活動に参加・協力します。
- ・水辺や里山、農地を保全するための活動に参加・協力します。

◆事業者の取組◆

- ・茨城町の自然や動植物に関心を持ち、生息情報等の確認をします。
- ・有害鳥獣の情報収集や対策に協力します。
- ・事業活動におけるグリーン調達を推進し、自然環境や生態系への負荷を少なくするよう努めます。
- ・工事を計画する際は、工法や時期を選択するなど、生態系への配慮に努めます。
- ・動植物の保護活動に参加・協力します。



## 1-2 人と自然との共生

### 関連するSDGs



### ◆現況◆

- 本町の河川は、農業用水として霞ヶ浦や那珂川の水を導水し、かんがい用水として利用されています。
- 湖沼は、防災機能、漁業の他、バードウォッチング、魚釣り、ウインドサーフィン等レクリエーションの場として利用されています。
- 農業用ため池は、トンボ類をはじめ、野鳥にとっても良好な自然環境です。
- 水田では、農薬の空中散布や非かんがい期の乾田化を行っています。
- 本町の山林面積は町域の20%を占め、ほとんどがスギやヒノキの二次林です。
- 本町の農地面積は、田16%、畑33%、合わせて49%を占めています。
- 谷津田は年々耕作放棄水田が増加しており、町では耕作放棄地の解消に向けた取り組みを行っています。
- 環境保全型農業を推進するエコファーマー認証者は、102名（令和4年3月末）です。
- 本町の公園や街路樹には、広葉樹を主に、多種多様な樹木が選定されています。
- 本町には、自然を活かした公園が多数あるほか、県条例により、小幡城跡緑地環境保全地域、矢連緑地環境保全地域が指定され、自然と触れ合う場所の環境が守られています。

### ◆課題◆

- 生物の生息環境として良好な環境である農業用ため池の保全が必要です。
- 湖沼水域にも保全地域を設けて自然の再生に取り組むとともに、水上バイクなど水上レジャーの規制や利用制限が必要です。
- 荒れてしまった里山については、里山本来の機能回復のための整備を進めるとともに、間伐材など木材の有効利用が必要です。
- 耕作放棄地の解消や有効利用が必要です。
- 農地を保全するため、環境に配慮した持続的な農業の推進や後継者の育成並びに農業への理解を深めることが必要です。
- 町内の緑化の推進や自然と触れ合う場所の環境保全の継続が必要です。
- 湖沼自然公園や緑地環境保全地域などを拠点としたエコツーリズムの拡充が必要です。

◆環境施策と町の実組◆

環境施策	町の実組
水辺地と人の共生ができる空間の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の整備・改修を行う際には、動植物の生息・生育空間に配慮した整備を促進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物の生息環境として良好な環境である農業用ため池の保全を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁場の保全や種の保全、観光事業の活性化のため、水上レジャー活動との区分化を行います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>網掛公園などでの釣りに関するルールの周知とマナーについてホームページや看板など啓発に努めます。</li> </ul>
水辺、里山の再生、整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺の再生を目指すために、水生動植物の再生に取り組みます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>里山を育てるため、間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐材など木材の有効活用の普及・啓発を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源かん養、土砂流出防止などの機能がある保安林については、適正管理を促進します。</li> </ul>
農地と自然が調和した空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作放棄地の解消に努めるとともに、緑肥効果が得られる植物の栽培や生物の生息環境を整備するなど、有効活用を図ります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産事業と連携して環境と地場産業の活性化を目指します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村との交流を通じて農地の保全を考えるため農業体験を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者、消費者に地産地消を広くPRしていきます。</li> <li>学校給食では、安心・安全な地元の農産物使用に努めます。</li> </ul>
エコツーリズムの活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」や涸沼自然公園を拠点として水辺や里山の環境学習や観光の拡充に努めます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラムサール条約登録湿地である涸沼について、「保全と再生」、「賢明な利用」、「交流と学習」について町民・事業者とともに検討し、取り組みます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹の適切な維持管理に努めます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設や住宅、事業所における緑化を推進します。</li> <li>水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全・整備・適切な管理を図ります。</li> </ul>

◆町民の取組◆

- ・茨城県産の木材を利用します。
- ・環境にやさしい農業の取組情報を収集し、取り組みます。
- ・遊休農地は適正に管理し、耕作放棄地にならないようにします。
- ・地元の農産物を積極的に購入します。
- ・街路樹や公園などの身近な緑を大切にします。
- ・庭木やプランターなどで住まいに緑を取り入れ、維持管理に努めます。
- ・地域の歴史や文化、景観資源の保護保全に協力します。



◆事業者の取組◆

- ・里山や農地を保全するための活動に参加・協力します。
- ・茨城県産の木材の活用に努めます。
- ・環境に配慮した持続的な農業に積極的に取り組むとともに、取組を広げます。
- ・遊休農地は適正に管理し、耕作放棄地にならないようにします。
- ・農産物を扱う店舗では、地元産を積極的に取り入れます。
- ・学校給食では、安全な地元の農産物を使用します。
- ・工場や敷地内、屋上、壁面の緑化に努めます。
- ・街路樹や公園などの維持管理に参加・協力します。



1-3 歴史と文化の保全

関連するSDGs



◆現況◆

- 本町には、国指定3件、県指定6件、町指定40件、総数49件の指定文化財があります。
- 本町の文化財の多くは、史跡や天然記念物などで、その周囲とともに良好な自然環境が維持されています。
- 本町には、「小幡のひよっとこばやし」や「あんばまつり」のような郷土芸能など、地域に息づく様々な伝統文化が残されています。
- 伝承活動に携わる住民が固定化し、新規の参加者が少なくなることで、各地区で行われている伝承活動や文化遺産の保護活動が衰退することが懸念されています。

◆課題◆

- 文化財の適切な保存が必要です。
- 自然の中の文化財は、周囲の自然環境の保全が必要です。
- 町民が、郷土の歴史と文化に親しみ、文化財保護意識を高める必要があります。
- 環境を含めた歴史、文化を継承していくネットワークが必要です。

◆環境施策と町の実組◆

環境施策	町の実組
景観と自然の調和を含めた文化財の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保全に関する啓発を強化します。</li> <li>・文化財の調査、保全を推進します。</li> </ul>
環境、歴史、文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財などを生かした観光やまちづくりを推進します。</li> <li>・文化財について普及、啓発を図るため、文化財に関する資料刊行を行います。</li> <li>・文化財に関する生涯学習や学校教育、郷土資料の展示などにより、地域環境を取り入れた歴史や文化に身近に親しむ機会を提供します。</li> <li>・環境、歴史、文化について伝えていくための人材（語りべ）の育成を目指すためにネットワークを構築します。</li> </ul>

◆町民の実組◆

- ・文化財の調査・保全に協力します。
- ・伝統行事等に積極的に参加し、保存伝承に協力します。
- ・歴史、文化に関する講座や活動に参加します。

◆事業者の実組◆

- ・文化財の保全に協力します。
- ・伝統行事等に積極的に参加し、保存伝承に協力します。



あんばまつり



鹿島神社のイチヨウ

## 1-4 協働

### 関連するSDGs



#### ◆現況◆

- 町内の団体により、涸沼周辺の自然観察会や自然体験教室が行われています。
- 町内の小学校では、涸沼浄化推進小学校連絡会議の活動を通して、涸沼周辺やラムサール条約登録湿地涸沼の自然環境について学習しています。
- ヒヌマイトトンボを守るために、生息域となるヨシ原を再生する取組が行われています。
- 「NPO法人ひぬま生態系再生プロジェクト」の皆さんが、自然再生の取組に関する研究や実験を行っています。
- 「クリーンアップひぬまネットワーク」や「茨城町家庭排水対策協議会」など、涸沼の保全活動を行っている団体が多数あります。
- 大涸沼漁業協同組合では、組合員と連携し、シジミの種の保存や漁場の豊富な水産資源及び環境保全に努めています。
- 小幡と若宮には、「常陽森のボランティア」の皆さんが手入れをしている森林があります。
- 涸沼のラムサール条約登録に合わせて3市町、関係団体、金融機関等の代表者で構成される「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」による、涸沼の保全・再生、賢明な利用、さらには、交流・学習についても「涸沼ラムサールネイチャーガイド養成講座」などの活動を行っています。

#### ◆課題◆

- 涸沼周辺の自然環境を中心としたエコツーリズムを推進するために、自然観察会等で保全地の案内を行うためのガイドや適切な保全活動を指導するリーダーを育成することが必要です。
- 涸沼水鳥・湿地センター（仮称）の新設に伴い、周辺の案内ができる「涸沼ラムサールネイチャーガイド」などの自然ガイドを養成する必要があります。
- 貴重種をはじめ、生物多様性保全のための知識や取組事例を学ぶことが必要です。
- 環境や生きものにやさしい農業を広めるために、知識や技術を共有することが必要です。
- 生物多様性の保全に向け、涸沼の保全活動を行っている町民・事業者・関係団体と協働で、共通認識の下で活動することが必要です。
- 涸沼の漁場や釣り場、水上レジャーの場において自然と人との共存化を図る必要があります。
- 里山再生活動をボランティアと地域が連携していくことが必要です。
- 祭りや伝統行事を継承するためのネットワークを作り、継承者を育成することが必要です。

◆環境施策と町の実組◆

環境施策	町の実組
<p>学 び</p> <p>(主体的な環境学習の推進)</p>	<p>涸沼ラムサールネイチャーガイドの養成</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」と連携して自然観察会や自然体験など、自然保護意識の向上に役立つ環境学習会を開催します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民が興味を持って涸沼ラムサールネイチャーガイド養成講座に参加できるようホームページ等でPRを行います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>涸沼ラムサールネイチャーガイドの所属する関係団体などが開催する自然観察会や自然体験などを推進します。</li> <li>自然環境と文化に親しむため、史跡や天然記念物をめぐる自然観察会を組織的に運用します。</li> </ul>
<p>活動する</p> <p>(主体的な保全活動の推進)</p>	<p>生物多様性保全取組事例発表会の開催</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性保全のための知識や取組事例を学べる発表会を開催します。</li> </ul>
	<p>環境や生きものにやさしい勉強会の推進</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境や生きものにやさしい農業を広めるために、知識や技術を共有する勉強会を推進します。</li> </ul>
<p>活動する</p> <p>(主体的な保全活動の推進)</p>	<p>地球温暖化防止活動推進員となって環境保全活動のリーダーとして活動</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民や事業者が参加する生物調査や環境保全活動を実施します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の保全に向け、これまで涸沼の保全に携わってきたクリーンアップひぬまネットワークや茨城町家庭排水対策協議会、涸沼浄化推進小学校連絡会議、町民・事業者と情報を共有し協働で、継続して保全を行います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁場、釣り場、水上レジャーについて、涸沼周辺の生物多様性の情報を公開し、利用制限などのすみ分けを行うなど、自然と人との共存化を図ります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺や里山再生活動をボランティアと地域が連携して実施し、平地林や里山の整備面積を拡大します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコ農業で生産された農産物について環境保全の取組の環を広げるため、PRの手段を作ります。</li> <li>祭りや伝統行事を継承するためのネットワークを作り、継承者を育成します。</li> </ul>
<p>活動する</p> <p>(主体的な保全活動の推進)</p>	<p>涸沼ラムサールネイチャーガイドとなって来町者を案内</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」と連携して自然観察会や保全地の案内を行うガイド、環境保全活動のリーダーを育成し、来町者の案内を行います。</li> </ul>

## ◆町民の取組◆

- 学校や団体（観光客を含む）で自然観察会や観光をする際は、涸沼ラムサールネイチャーガイド等の自然ガイドを利用し、茨城町の自然環境について正しい知識を得るとともに、環境保全意識を養います。
- 生物多様性保全について正しい知識を得るために、取組事例発表会に参加します。
- 環境や生きものにやさしい農業を学ぶための勉強会に参加します。
- 生物調査や環境保全活動に参加します。
- 生物多様性保全に向け、町・事業者・関係団体と協働で保全に協力します。
- 水辺や里山の再生活動に参加・協力します。
- 自然観察会や保全地の案内を行うガイド、環境保全活動のリーダーを目指します。
- 祭りや伝統行事を継承するためのネットワークに参加します。

## ◆事業者の取組◆

- 生物多様性保全について正しい知識を得るために、取組事例発表会に参加します。
- 環境や生きものにやさしい農業を学ぶための勉強会に参加します。
- 生物調査や環境保全活動に参加します。
- 生物多様性保全に向け、町・事業者・関係団体と協働で保全に協力します。
- 漁場、釣り場、水上レジャーのあり方について、生物多様性の情報を確認し、自然と人との共存に努めます。
- 水辺や里山の再生活動に参加・協力します。
- エコ農業で生産された農産物について環境保全の取組の環を広げるため、PRしていきます。



涸沼環境学習会  
広報いばらき 2021.8月号 より



涸沼ラムサールネイチャーガイド  
養成講座開催の様子

## 2 快適・安全

### ◆施策の方向◆

快適で安全な環境のもとに日常生活を送るために、町民・事業者への環境意識の向上を目的とした指導者や啓発員による説明会の開催をはじめ、環境保全活動団体のネットワークの構築などを行い、町民が心地よく過ごせる環境の改善及び維持に取り組んでいきます。



2-1 きれいな空気と静かな環境の確保	大気汚染防止対策
	悪臭防止対策
	騒音、振動対策
	大気、騒音環境の監視・調査の継続

2-2 清らかな水の確保	工場・事業場の排水対策
	生活排水対策
	水質の監視・調査の継続
	涸沼及び涸沼流域の浄化活動の推進

2-3 安全・安心な暮らしの確保	土壌汚染、地盤沈下対策
	化学物質の排出防止対策
	放射線及び放射能の監視
	防災に対するレジリエンスの推進

2-4 協働	
学ぶ（主体的な環境学習の推進）	活動する（主体的な保全活動の推進）
<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城町環境フェスティバルの開催</li> <li>環境保全に関する説明会の実施</li> <li>涸沼浄化推進小学校連絡会議の活動PR</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>涸沼水質保全の対応方針の推進</li> <li>環境保全活動団体のネットワークの構築</li> <li>涸沼ラムサールネイチャーガイド等自然ガイドの育成</li> </ul>

## ◆環境指標と数値目標◆

環境指標	現 状	中間目標 (R9年度)	計画目標 (R14年度)
大気、悪臭、騒音、振動、水質関連、土壌汚染の苦情件数	34件	10件	5件
澗沼の水質（COD）	6.7mg/L	5.4 mg/L	5.0 mg/L
河川水質環境基準達成率（3河川のBOD）	100%	100%	100%

### 2-1 きれいな空気と静かな環境の確保

#### 関係するSDGs



#### ◆現況◆

- 県が設置する大気汚染防止法に基づく一般大気環境測定局が大戸地区にあり、大気汚染の光化学オキシダントの状況を常時観測しています。
- 町が、一般大気環境について、茨城町総合福祉センターゆうゆう館敷地内と国道6号沿い茨城町東IC付近にて1週間測定を実施した結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については環境基準を達成しており、近隣の測定局と同様のレベルでした。
- 工場・事業場の排ガス等については、関係法令に基づき規制しています。
- 野焼きや畜産廃棄物等によるものも含めた悪臭の苦情が寄せられています。
- 工場・事業場の騒音、振動については、関係法令等に基づき規制しています。
- 自動車騒音については、測定区間について、環境基準を達成しています。
- 百里基地周辺からの航空機騒音については、町内の測定点では環境基準を達成していますが、沼前・上野合地区に近い鉾田市の測定点では、環境基準を超過しています。

#### ◆課題◆

- 野焼きや事業場からの悪臭については、不快感や大気汚染、健康被害を防ぐためにも、事業者や町民に対してさらなる啓発が必要です。
- エコドライブの実行や野焼きの禁止などについては、町民や事業者に対し、直接的・間接的な啓発と指導により、意識の向上やルールの徹底を図ることが必要です。
- 野焼きや畜産廃棄物など悪臭を発生させる原因について防止対策が必要です。
- 事業活動に対する規制基準の遵守、自動車騒音及び航空機騒音の監視・対策の推進が必要です。

◆環境施策と町の実組◆

環境施策	町の実組
大気汚染防止対策	・大気汚染防止及び大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。
	・事業所からの大気汚染については、「大気汚染防止法」など関係法令に基づき県とともに該当者を指導します。
	・アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発を図ります。
	・エコカーや充電スタンドの導入を推進します。
	・自転車や徒歩、公共交通機関の利用を推進します。
	・大気を浄化するため、街路樹や公園の緑化を推進します。
悪臭防止対策	・悪臭防止対策に関する普及・啓発を推進します。
	・事業所からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき県とともに該当者を指導します。
	・野焼きなどによる家庭ごみや農業用ビニールの自家焼却の禁止や浄化槽の適正管理など、町民に対して啓発及び指導を行います。
	・廃棄処分となる農産物や畜産系廃棄物から発生する悪臭防止と有効利用を図るため、堆肥化や、耕畜連携した地域リサイクルを推進します。
騒音、振動対策	・騒音、振動対策に関する普及・啓発を推進します。
	・事業所からの騒音、振動については、「騒音規制法」、「振動規制法」などの関係法令に基づき県とともに該当者を指導します。
	・工場、事業所及び工事現場での作業に対し、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化を指導します。
	・生活騒音については、ホームページや広報紙等でモラルの普及啓発に努めます。
	・自動車の運転に際しては、アイドリングストップなど、居住環境に配慮した運転方法を、ホームページや広報紙等で普及啓発します。
大気、騒音環境の監視・調査の継続	・工場・事業所等からの排出ガスに対する監視・指導を強化します。
	・自動車交通騒音及び航空機騒音の測定・監視を継続します。
	・関係機関との連携により、未然防止に努めます。
	・苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行います。

## ◆町民の取組◆

- ・自動車の運転の際は、エコドライブを行い、自動車の購入の際は、エコカーを選択するように努めます。
- ・自転車や徒歩、公共交通機関を積極的に利用し、自家用車の利用を控えます。
- ・大気を浄化するため、庭やベランダなどの緑化に努めます。
- ・家庭における悪臭の発生を防ぐため、野焼きの禁止、浄化槽の適正管理、その他廃棄物の適正排出に努めます。
- ・近所迷惑となる生活騒音の防止に努めます。
- ・自動車の運転に際しては、居住環境に配慮し、騒音、振動防止に努めます。

## ◆事業者の取組◆

- ・大気汚染防止法・悪臭防止法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- ・大気汚染防止、悪臭防止、騒音、振動対策を行い、発生の未然防止に努めます。
- ・排出基準を遵守するとともに、大気汚染物質による環境負荷のさらなる低減に努めます。
- ・自動車の運転の際は、エコドライブを行い、ノーマイカーデーを設けるなど公共交通機関の利用を心がけ、自家用車通勤の利用を控えるように努めます。
- ・社用車の購入の際は、エコカーの導入に努めます。
- ・大気を浄化するため、敷地やその周辺の緑化に努めます。
- ・焼却炉の使用及び野焼きの規制を守り、事業活動に伴う悪臭対策を強化します。
- ・農産物や畜産系廃棄物で、堆肥にできるものは堆肥化に努め、また地域でのリサイクルを目指します。
- ・騒音規制法、振動規制法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- ・規制基準を遵守し、事業所における騒音、振動の防止に努めます。
- ・車両の適正管理に努め、騒音、振動の防止を徹底します。
- ・工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音壁の設置、低騒音型機械の使用に努めます。
- ・苦情に関しては、迅速に対応します。

## 2-2 清らかな水の確保

## 関連するSDGs



## ◆現況◆

〇県で実施した湖沼の環境基準点3箇所における平成24年度～令和3年度の水質調査結果では、湖沼の水の汚れ具合を示すCOD（化学的酸素要求量）及び富栄養化の要因となるT-N（全窒素）、T-P（全りん）は、3地点ともに環境基準を達成していません。

〇県が主体となり、平成12年度から、湖沼水質保全計画が推進され、令和3年度からは、「湖沼水質保全の対応方針」により流域対策と湖内対策の両面から水質浄化が図られています。

- 涸沼川及び寛政川は河川A類型、涸沼前川は河川B類型に指定されていますが、平成24年度～令和3年度の水質調査結果では、河川の水の汚れ具合を示すBOD（生物化学的酸素要求量）は、環境基準を達成しています。
- 町では、「涸沼水質保全の対応方針」により、涸沼の水質改善を図るため、涸沼及び涸沼流域の啓発活動や水質浄化活動等を町民と協働で行っています。
- 町内の小学校と銚田市の涸沼流域に位置する小学校に設置している「涸沼浄化推進小学校連絡会議」では、涸沼の浄化のための活動内容の報告や協議を行い、児童の意識を高め、共通理解を図って今後の活動に役立てています。
- 涸沼流域の住民、事業者、団体、行政が一体となって涸沼や身近な河川の水質浄化活動に取り組む「クリーンアップひぬまネットワーク」があり、様々な事業を展開しています。
- 環境学習会等を通して、涸沼や流域河川の魚類調査や水質調査などが盛んに行われています。
- 「茨城町家庭排水協議会」と「NPO法人ひぬま生態系再生プロジェクト」で環境パネル展を実施しています。
- 本町の上水道の給水普及率は、90.9%（令和3年度末現在）です。
- 上水道の原水は地下水及び那珂川であり、町では上水道施設の適正管理により、安全で良質な水の安定供給に努めています。
- 井戸水を利用している町民も多く、飲用に使用する際は、井戸水の水質検査を呼びかけています。
- 県が実施している地下水調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、環境基準を超過する地区があります。
- 本町の生活排水処理普及率（公共下水道、合併浄化槽等）は、72.1%（令和3年度末）です。令和2年度末で県平均が86.0%であったため、比較すると低い状況です。

#### ◆ 課題 ◆

- 涸沼の水質保全について、関連計画や関係機関、保全団体等と連携を図り、推進していくことが必要です。
- 流域河川については、引き続き、環境基準を達成できるように水質保全対策を上流域も含め広域的に推進していく必要があります。
- 水質浄化に向けて、町民の環境保全意識を向上させるために環境学習会等を定期的に行う必要があります。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染の要因として、生活排水の地下浸透や家畜排せつ物等の不適切な処理、過剰施肥によるものが考えられ、貴重な水資源である地下水の定期的な監視や水質保全対策などが必要です。
- 公共下水道及び農業集落排水整備区域内における接続、区域外の合併処理浄化槽の設置を推進していくことが必要です。
- 涸沼がラムサール条約の湿地に登録され、新たに設置される「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」周辺環境のモニタリングをしていく必要があります。
- ラムサール条約登録湿地となった涸沼の魅力を知ってもらうための案内ができる、涸沼ラムサールネイチャーガイドの育成が必要です。

## ◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組
工場・事業場の排水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水質汚濁防止法」、「下水道法」など関係法令に基づき排出基準の遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策を推進します。</li> <li>化学物質や油、農薬流出などの水質事故の防止対策を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道及び農業集落排水処理区域内においては接続を推進すると共に、その他の区域の合併処理浄化槽の設置を推進します。</li> <li>合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成します。</li> <li>浄化槽の適正な維持管理（法定検査や清掃等）を指導し、放流先の環境保全を図ります。</li> <li>環境負荷の低い洗剤の使用や水切りネットの使用など、生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発を進めます。</li> </ul>
生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業所等の排水に対する監視を強化し、適切な指導に努めます。</li> <li>水道水源である地下水及び那珂川の水質検査を実施し、水道水源の監視及び保全に努めます。</li> <li>涸沼や涸沼流入河川の水質検査ならびに水生生物調査を実施し、水環境の監視及び保全に努めます。</li> <li>霞ヶ浦や那珂川の水質を流域市町村と協力して保全します。</li> <li>水質事故や苦情が発生しないよう、関係機関との連携により、未然防止に努めます。</li> <li>水質事故や苦情に対しては、関係機関と連携をとり、迅速かつ適切な対応を行います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が進める「涸沼水質保全の対応方針」を推進します。</li> <li>クリーンアップひぬまネットワークや涸沼浄化推進小学校連絡会議、家庭排水対策協議会など各種団体が実施している浄化活動を推進し、町民（滞在者含む）・事業者・関係市町村へ活動への理解・協力を求めます。</li> <li>「涸沼水質保全の対応方針」を推進し、涸沼及び涸沼流域の環境保全に協働で取り組むとともに、より多くの方に賛同してもらうため、ホームページや広報紙等でPRに努めます。</li> </ul>
水質の監視・調査の継続	
涸沼及び涸沼流域の浄化活動の推進	

## ◆町民の取組◆

- 公共下水道及び農業集落排水処理区域内での接続や、区域外では合併処理浄化槽の設置を検討するなど、適正な維持管理（法定検査や清掃等）をします。
- 家庭で使用する洗剤類は、環境負荷の低いものを選びます。
- 調理くずや食べ残しは、流してから排水に流れないように水切りネットなどを使用します。
- 油が付いた食器類は、油分をふき取ってから洗浄します。
- 各種団体が実施している浄化活動を理解し、協力します。

## 濁水水質浄化対策8箇条 ～皆でつくろう 皆で守ろう 美しい濁水～

- ① 台所では三角コーナーやろ紙を使いましょう。
- ② 油は使い切るか、新聞紙等にしみ込ませたり、固形剤で固めたりして、燃えるごみとして出しましょう。
- ③ 鍋や食器類の汚れは紙でふいてからアクリルタワシを使いましょう。
- ④ お風呂の残り湯は洗濯など有効に使いましょう。
- ⑤ 川や池に、ごみを捨てないようにしましょう。
- ⑥ 庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は使いすぎないようにしましょう。
- ⑦ 公共下水道や農業集落排水への早期接続を進めましょう。
- ⑧ 合併処理浄化槽は定期的に点検し、清掃、検査をしましょう。



～茨城町家庭排水対策協議会～

### ◆事業者の取組◆

- ・水質汚濁防止法・下水道法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- ・排水基準を遵守するとともに、水質汚濁物質による環境負荷のさらなる低減に努めます。
- ・排水処理設備の維持管理を行い、排水を適正に処理します。
- ・公共下水道整備区域内では速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置し、維持管理の適正化に努めます。
- ・苦情に関しては、迅速に対応します。
- ・各種団体が実施している浄化活動を理解し、協力します。

## 第4章

### 今日からできる、暮らしの中の対策メニュー 汚れた水をそのまま流さないために



**台所ではこんなこと**

食事や飲み物は必要な分だけつくり、飲み物は飲みきれぬ分だけ注ぐ。

水きり袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ。

食器を洗う前に、油污れなどはふき取ります。

残った油は継ぎ足して使ったり、炒めものを使うなど、できるだけ捨てない努力を。やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。

米のとぎ汁は植木の水やりや、糞分を含んでいるので、よい肥料になります。

食器を洗うときは洗剤を使用し、洗剤は適量の水で薄めて使います。

私たちがみんなで、この例のように、「汚れた水をそのまま流さない生活」をするなど、ちょっとしたことに気を付けるだけで、大きな効果が期待できます。

**お風呂ではこんなこと**

髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチ。

シャンプー・リンスは適量を守りましょう。

お風呂の残り湯は洗濯に。湯水なので汚れ落ちがよくなります（衛生上、すすぎは水道水で）。

**洗濯ではこんなこと**

洗剤は計量スプーンでしっかり計って。多く入れても汚れ落ちがよくなるわけではありません。

くす取りネットを取り付けて、細かいごみをキャッチ。

**トイレではこんなこと**

トイレは使用後にちよこちよこっと掃除しましょう。そうすれば、洗剤を使ってゴシゴシ掃除する回数はグーンと少なくて済みます。

【出典：環境省「ひろげよう キレイな水のある暮らし」より抜粋】

## 2-3 安全・安心な暮らしの確保

### 関連するSDGs



#### ◆現況◆

- 工場・事業場の土壌汚染については、有害物質の地下浸透の禁止などについて関係法令等に基づき規制しています。
- 地盤沈下については、町内では地下水揚水について県への届出義務が規定されています。
- 事業活動に伴う化学物質（有害物質を含む）による環境汚染を未然に防止するため、関係法令等に基づき規制しています。
- 町内における学校を含む公共施設の放射線量及び水道水、給食食材の放射性物質については、定期的に測定を実施しており、現在規制値等を超えていません。
- 町では、町民が身近な放射線量の測定ができるように、放射線測定器を無償で貸し出ししています。
- 町内で生産・採取された農畜水産物等について、安全・安心の確保と風評被害を防ぐために、簡易放射性物質検査機器を導入し、放射性物質の検査を無料で実施しています。

#### ◆課題◆

- 土壌・地下水汚染対策として、工場や事業場には有害物質を含む排出水の地下浸透を禁止するなどの規制をしていますが、農地に使用される肥料や農薬からも汚染が発生するおそれがあるため、事業者や町民に対し土壌汚染防止のための指導を行っていくことが必要です。
- 化学物質による環境汚染対策については、今後も国や県の動向に合わせ、適切な対策を進めていくとともに、化学物質の危険性に関する情報の収集及び提供を行っていくことが必要です。
- 放射能による環境汚染については、継続して監視し、今後も放射能問題を取り巻く関係法令等の整備及び国や県の動向に合わせた適切な対応を講じていく必要があります。

#### ◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組
土壌汚染、地盤沈下対策	・工場、事業所における土壌汚染防止のための指導や「土壌汚染対策法」を周知します。
	・廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための監視を行います。
	・環境に配慮した持続的な農業の普及による農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。
	・地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下が起きないように、適切な利用について指導・普及啓発に努めます。

化学物質の 排出防止 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対し、PRTR法（化管法）に基づく化学物質の適切な管理・使用を指導します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓発に努めます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類や環境ホルモンなど有害な化学物質に関する情報の収集、提供に努め、環境保全意識の啓発を図ります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法な野焼きについては、廃棄物焼却に関する禁止規制及びダイオキシン類の発生抑制について周知・指導します。</li> </ul>
放射線及び 放射能の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設における放射線量の測定や水道水、給食食材の放射性物質の測定を行い、関係機関と連携し、必要な対策を講じます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民が身近な放射線量を測定できるように、放射線測定器を無償で貸し出しします。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で生産・採取された農畜水産物等について、放射性物質の測定を無料で行います。</li> </ul>
防災に対する レジリエンス の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの設置されている公共施設では、災害時に利用できる環境の整備を検討します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に避難所にもなる公共施設を建て替える際に、再生可能エネルギー設備の設置を検討します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の新設及び建て替えの際に、ZEB化の検討をします。</li> </ul>

#### ◆町民の取組◆

- 廃棄物からの汚染物質の流出や排水による土壌汚染の防止に努めます。
- 有害性の少ない製品の購入・使用に努めます。
- 環境に配慮した持続的な農業により生産された農作物の購入に努めます。
- 除草剤などの農薬は安易に使用せず、使用する場合は適正に使用します。
- 野菜や草花を育てるため化学肥料を使用する際は、適正に使用します。
- ダイオキシン類の発生を防ぐため、違法な野焼きは行いません。
- 放射線量並びに町内産の農畜水産物等の放射性物質測定を独自で行いたいときは、町役場のサービスを利用します。

#### ◆事業者の取組◆

- 土壌汚染対策法・PRTR法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- 廃棄物の保管や化学物質の使用・保管・輸送・廃棄等にあたっては、適正な管理に努め、事業所からの土壌汚染防止、その他環境汚染の防止に努めます。
- 地下水の適正な利用に努めます。
- 有害な化学物質を使用しない工程への変更に努めます。
- 農薬や化学肥料などは適正に使用し、環境に配慮した持続的な農業に積極的に取り組みます。

## 2-4 協働

### 関連するSDGs



#### ◆現況◆

- 茨城町環境フェスティバルなど、町内で行われる各種イベントで環境学習会を実施しています。
- 生活環境の改善に向けた取組の多くは、町民の理解と協力が必要ですが、野焼きの禁止やエコドライブ、水質浄化に向けた取組などについて、改善の余地が見られます。
- 涸沼浄化推進小学校連絡会議では、長年、子どもたちが涸沼の環境保全活動を実施しています。
- 町では、涸沼を保全するため、「涸沼水質保全の対応方針」に基づき、町民と行政が協働で涸沼の水環境保全のための取組を実施しています。

#### ◆課題◆

- 各種イベントにて実施する環境学習会の内容の充実と参加団体の募集・受け入れを行い、町民が環境学習会に参加する機会を増やすことが必要です。
- 生活環境の改善に向けた取組を推進するために、地域住民が集まる場所に指導者や啓発員が出向いて、啓発と指導により環境意識の向上を図ることが必要です。
- 生活環境の改善のため、大気汚染や水質汚濁、不法投棄などを防止する取組について、地域住民が呼びかける活動が必要です。
- 涸沼浄化推進小学校連絡会議での子どもたちの活動を広く公表し、町民や流域住民への環境学習につなげる活動が必要です。
- 「涸沼水質保全の対応方針」に掲げる施策、涸沼の水環境保全のための取組を町民と行政が協働で行い、推進していくことが必要です。
- 水質保全活動を実施している団体のネットワーク化を図り、話し合いの場をもち、連携体制の下で、協働事業を進めることが必要です。



第5回茨城町環境フェスティバル シンポジウム（2022年10月16日撮影）  
基調講演（左） パネルディスカッション（中央・右）

◆環境施策と町の実組◆

環境施策	町の実組
<b>学ぶ</b> (主体的な環境学習の推進)	<b>茨城町環境フェスティバルの開催</b> ・茨城町環境フェスティバルなど各種イベントにて環境学習会を実施します。
	<b>環境保全に関する説明会の実施</b> ・地区の総会や学校など、地域住民が集まる場所に指導者や啓発員が出向いて、説明会を開催し、啓発と指導により環境意識の向上を図ります。
	<b>涸沼浄化推進小学校連絡会議の活動PR</b> ・涸沼浄化推進小学校連絡会議での子どもたちの活動を広く公表し、町民や流域住民への環境学習につなげます。
<b>活動する</b> (主体的な保全活動の推進)	<b>涸沼水質保全の対応方針の推進</b> ・「涸沼水質保全の対応方針」に掲げる、涸沼の水環境保全のための実組を推進します。
	<b>環境保全活動団体のネットワークの構築</b> ・水質保全活動団体のネットワーク化を図り、協働事業を進めます。
	<b>涸沼ラムサールネイチャーガイド等自然ガイドの育成</b> ・3市町と関係団体等で構成される「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」において、ラムサール条約登録湿地の周辺を案内できるスキルを持つネイチャーガイドの育成を進めます。

◆町民の実組◆

- ・茨城町環境フェスティバルなど各種イベントで実施している環境学習会に参加します。
- ・環境保全に関する説明会に参加し、環境意識を養い、生活環境の改善に取り組みます。
- ・涸沼浄化推進小学校連絡会議が公表する子どもたちの活動を理解し、自らの実組に役立てます。
- ・「涸沼水質保全の対応方針」に掲げる涸沼の水環境保全のための実組に協力します。

◆事業者の実組◆

- ・茨城町環境フェスティバルなど各種イベントに参加し、環境学習会を実施します。
- ・涸沼浄化推進小学校連絡会議が公表する子どもたちの活動を理解し、自らの実組に役立てます。
- ・「涸沼水質保全の対応方針」に掲げる涸沼の水環境保全のための実組に協力します。

### 3 脱炭素・エネルギー

#### ◆ 施策の方向 ◆

かけがえのない地球環境と未来の子どもたちのために、ごみの発生抑制と資源の有効利用をさらに進め、地球温暖化対策については「茨城町地球温暖化対策実行計画」を町民・事業者へ周知し、ライフスタイルの見直しや CO<sub>2</sub> 見える化の普及、自然エネルギー等の利用の推進など、環境教育・環境学習による意識啓発に取り組んでいきます。

3-1 5Rの推進	ごみの発生抑制と減量化の推進 (Reduce)
	再使用の推進 (Reuse)
	再資源化の推進 (Recycle)
	ごみ削減の推進 (Refuse)
	資源の修復・改善の推進 (Repair)

3-2 環境美化の推進	廃棄物の適正な排出の指導
	不法投棄されない環境づくりの推進
	きれいなまちづくりの推進

3-3 脱炭素に向けた計画の推進	茨城町地球温暖化対策実行計画の推進
	茨城町地域気候変動適応計画の推進
	地域循環共生圏の推進
	再生可能エネルギービジョンの策定及び推進

3-4 協働	
学ぶ (主体的な環境学習の推進)	活動する (主体的な保全活動の推進)
<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県地球温暖化防止活動推進員に学ぶ学習会の開催</li> <li>環境イベント等における情報発信・勉強会等の場の提供</li> <li>CO<sub>2</sub> 見える化の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城町地球温暖化対策実行計画の推進</li> <li>茨城町地域気候変動適応計画の推進</li> <li>地域循環共生圏の推進</li> <li>町内一斉ごみ拾い</li> <li>サーキュラーエコノミー (循環型経済) の推進</li> </ul>

## ◆環境指標と数値目標◆

環境指標	現 状	中間目標 (R9年度)	計画目標 (R14年度)
町民一人一日あたりのごみの排出量	917 g	618 g	607 g
ごみのリサイクル率 (ごみ総排出量における資源ごみの割合)	17.1%	23.6%	25.7%
電気自動車導入台数(特殊車両を除く)	5台	20台	35台
二酸化炭素排出削減量(総排出量) (第5章 茨城県地球温暖化対策実行計画より)	307 千t-CO <sub>2</sub>	244 千t-CO <sub>2</sub>	182 千t-CO <sub>2</sub>
不法投棄処理数量	14.3 t	13.0 t	11.0 t
町内一斉ごみ拾い参加者数(町民)	4,393人	8,000人	12,000人
茨城県地球温暖化防止活動推進員の登録者数	3人	6人	9人
地球温暖化防止・脱炭素推進の意識啓発の回数 (年間)	2回	10回	10回

### 3-1 5Rの推進 関連するSDGs



#### ◆現況◆

- 本町の一般廃棄物の総排出量は、ここ数年増加傾向にあり、令和2年度は10,732t、1人1日あたり917gの排出量ですが、県平均の969gと比較すると少ない量です。
- 令和3年4月より「霞台クリーンセンターみらい」での受け入れが始まりました。
- 本町の一般廃棄物における資源化率は17.1%(令和2年度)であり、県平均の20.7%(令和2年度)と比較すると低い割合です。
- 町では、事業者に対して、ごみの減量化とリサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言した小売店の登録(エコ・ショップ制度)を導入し、消費者に向けたPRをサポートしています。

#### ◆課題◆

- 環境負荷の低減を図るために、ごみの排出量のさらなる削減が必要です。
- 総収集量の約8割を占める可燃ごみについて、さらに資源化率を上げるためには、ごみの分別を確実にし、サーキュラーエコノミーへの取組も含めた、町民の意識啓発や事業者との協働が必要です。

◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組	
ごみの発生抑制 と減量化の推進 (Reduce) <small>リデュース</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみ処理に関する情報を公表し、ごみ排出の抑制について町民の意識向上を図ります。</li> <li>生ごみの減量のため、エコクッキングの普及・啓発や水切りの徹底、堆肥化を推進します。</li> <li>ごみの分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、ごみの排出量の削減を推進します。</li> <li>事業所におけるごみの分別推進体制の構築を促進し、減量化に関する指導、啓発を行います。</li> <li>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチック資源循環を推進します。</li> <li>環境にやさしい商品の販売や簡易包装、レジ袋削減などごみ減量化に取り組んでいる商店に対し、エコショップ制度への登録を促すとともに、エコショップについて町民へ周知します。</li> <li>農業用廃プラスチック等の回収・有効活用を推進します。</li> <li>「霞台クリーンセンターみらい」での再資源化の向上を目指します。</li> <li>茨城町一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの排出抑制やリサイクルを推進します。</li> <li>町の祭事等のイベント会場において、ごみの削減に関する啓発活動を行います。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>古着や古物は、リサイクルショップ等を活用し再使用を促進します。</li> <li>事業者に対し、リターナブル容器など繰り返し使用できる容器の採用を推進します。</li> </ul>	
	再資源化の推進 (Recycle) <small>リサイクル</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」などに基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。</li> <li>「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要になったデジタルカメラや携帯電話やパソコンなどの回収を行い、レアメタルなど有用金属の再資源化を推進します。</li> <li>環境にやさしい商品の販売やトレイの店頭回収などリサイクル活動に取り組んでいる商店に対し、エコショップ制度への登録を促すとともに、エコショップについて町民へ周知します。</li> <li>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、分別収集及び分別収集物の再資源化を推進します。</li> <li>「霞台クリーンセンターみらい」で発生した焼却熱を利用した電力を、施設内や近隣施設で利活用するなど、エコな取組を推進します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>使い捨て商品の選択は控え、簡易包装を選択するなどごみやプラスチックの減量の意識啓発に努めます。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイボトルやマイ箸の携帯など、使い捨て商品の選択を控え、ごみ削減の意識啓発に努めます。</li> <li>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、マイバッグ持参を推進します。</li> <li>「霞台クリーンセンターみらい」と連携を図りながら、現行の3Rから、5Rを推進していきます。</li> </ul>
資源の修復・改善の推進 リペア (Repair)	<ul style="list-style-type: none"> <li>物を大切にし、故障や破損は修理・修復による再使用を推進します。</li> <li>修理、修繕など資源を修復して永く使用することを心がけ、ごみの排出量削減を目指します。</li> </ul>

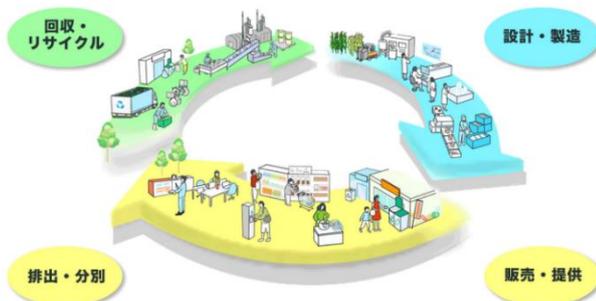
◆町民の取組◆

- ・集団資源回収に積極的に参加し、町が行っている分別収集に従って適正に排出します。
- ・不要になった携帯電話などの小型家電は、レアメタルなど有用金属の回収に協力します。
- ・エコクッキングに努め、調理の過程や食べ残しでの廃棄分を減らします。
- ・生ごみは、水気をよく切って排出したり、堆肥化したりして減量を心がけます。
- ・農業用廃プラスチックは町が実施する回収に出すなどリサイクルに協力します。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなどを積極的に活用します。
- ・古紙や廃ペットボトルを原料として作られた再生品を積極的に利用するなど、エシカル消費に努めます。
- ・買い物の際は、簡易包装の商品を選び、洗剤、調味料などは詰め替え可能で、繰り返し利用可能な商品を選び、マイバッグを持参します。
- ・マイボトルやマイ箸を携帯したり、不要なものや過剰包装を断ったりして、ごみの削減を心がけます。
- ・物を大切にし、機械類は修理、衣服などはリフォームするなど再使用を心がけます。

🔄📦🚚 令和4（2022）年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」始まりました。

プラスチックは、現代社会に不可欠な素材ですが、2050年カーボンニュートラルや海洋汚染の一因となるマイクロプラスチック問題など、プラスチックをとりまく様々な環境問題に対応していくために、プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行していくことが必要です。

プラスチックは  
えらんで、減らして、リサイクル



令和3年6月に、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

【出典：環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」普及啓発ページ一部修正】

◆事業者の取組◆

- ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。
- 簡易包装化を進め、ごみの発生抑制に努めます。
- 使い捨てではなく、繰り返し使用できる製品の製造・販売・使用に努めます。
- 製品の耐久性の向上、補修サービスにより、製品の長寿命化に努めます。
- 事務用紙は、ペーパーレス化や両面コピー、裏紙の有効利用により、紙の節約に努めます。
- 施設内からごみを出さずに生産するゼロエミッションを目指します。
- ごみの排出が少ない事務用品、備品などの購入に努めます。
- マイボトルやマイ箸を携帯したり、不要なものや過剰包装を断ったりして、ごみの削減を心がけます。
- 機械や事務用品、什器などを修理、修繕して再使用を心がけます。



「霞台クリーンセンターみらい」では、5Rを推進します。

「Reduce（発生抑制）」、「Reuse（再使用）」「Recycle（再生使用）」に加えて、「Refuse（不要なもの、余計なものを買わない・もらわないこと）」と、「Repair（必要な修理をして、長く使い続けること）」が増えます。ごみを増やさず、なんでも大事に使うことを心掛けましょう。

近年、地球温暖化や気候変動などの環境問題に取り組むための「R」で始まる様々な言葉が増えています。まずは、自分に合った「R」から環境問題への取組を進めていきましょう。

## ごみを減らすための 5つのR

ごみを減らすために、みんなで協力しよう！



- ①リフューズ
- ②リデュース
- ③リユース
- ④リペアー
- ⑤リサイクルの  
順番で取り組むことが  
大切なんだね

<b>Refuse</b> リフューズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>•あとでごみになるものは断ろう</li> <li>•いらぬものは買わないようにしましょう</li> </ul>
<b>Reduce</b> リデュース	<ul style="list-style-type: none"> <li>•ごみを減らそう</li> <li>•ごみになるものを少なくしよう</li> </ul>
<b>Reuse</b> リユース	<ul style="list-style-type: none"> <li>•一度使ったものを、ごみにしないで、繰り返し使おう</li> </ul>
<b>Repair</b> リペアー	<ul style="list-style-type: none"> <li>•壊れたら修理して、大切に使う</li> <li>•手を加えて、別のものに作りかえよう</li> </ul>
<b>Recycle</b> リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>•再生品を選んで使おう</li> <li>•ごみの分別をきちんとしよう</li> </ul>

【出典：霞台厚生施設組合】

## 3-2 環境美化の推進

### 関連するSDGs



#### ◆現況◆

- 本町の不法投棄件数は333件（令和3年度）です。
- 町では、不法投棄の未然防止・早期発見をするために、茨城町産業廃棄物不法投棄監視員を委嘱し、不法投棄パトロールを行い、監視体制の強化に努めています。
- 産業廃棄物に精通した茨城町産業廃棄物不法投棄総括監視指導員を設置し、不法投棄監視員の教育や警察本部との連携など、不法投棄対策の円滑な遂行に努めています。
- 町内にはポイ捨てなどのごみの散乱が目立ちます。
- 町では、町内一斉ごみ拾いを年2回（5月、12月）実施しています。
- クリーンアップひぬまネットワークをはじめとした地域の環境保全団体が、涸沼や涸沼流域河川沿いのごみ拾いや除草作業等を実施しています。

#### ◆課題◆

- 廃棄物の適正な排出を指導するとともに、不法投棄の防止を強化することが必要です。
- 町内で行われている環境美化活動を推進するとともに、ごみを捨てられない環境づくりを協働で行っていく必要があります。

#### ◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組
廃棄物の適正な排出の指導	・ 広報等により、ごみの分別の徹底とマナーを周知します。
	・ 廃棄物焼却に関する禁止規制を周知し、違法な野焼きを指導します。
	・ 涸沼自然公園など公園や観光地などの利用者へごみの持ち帰りに理解と協力を得る取組を強化します。
不法投棄されない環境づくりの推進	・ 不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。
	・ 不法投棄の監視強化のため、監視カメラの増設をしていきます。
	・ 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報誌などの活用による啓発活動を行います。
	・ 土地所有者（管理者）へ防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。

きれいなまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内一斉ごみ拾い（統一美化キャンペーン）やクリーンアップひぬまネットワークなど環境保全団体等が実施するごみ拾いや草刈りなど美化活動を推進します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットのふんの持ち帰りや飼育上のマナーの普及啓発に努めます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑草などの繁茂した空き地の適正な管理を指導します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道、県道、町道脇の雑草の適正な管理に努め、景観保全とポイ捨て防止などマナーの向上を図ります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花と緑の環境美化コンクールを推進し、環境美化を啓発します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生け垣の設置やガーデニングなど、まちを彩る花と緑を増やすため、町民が取り組みやすい緑化情報を提供します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電施設を設置する際は、持続可能な開発を目指し、周辺の自然環境との調和を優先した開発を推進します。</li> </ul>

## ◆町民の取組◆

- ・公園や観光地などでは、ごみは持ち帰り、ペットのふんは飼い主が責任を持って始末します。
- ・不法投棄を見つけたら、速やかに町や警察に通報します。
- ・防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。
- ・自宅の周囲や通学路など、身近な雑草の除草を心がけ、道路に面した立木・植木が通行の妨げにならないよう適正に管理します。
- ・空き地の除草など、所有地の適正な管理に努めます。
- ・町内一斉ごみ拾いやクリーンアップひぬまネットワークなど環境保全団体が実施するごみ拾いや草刈りに参加します。
- ・きれいなまちをつくるため、花と緑の環境美化コンクールに参加・協力します。

## ◆事業者の取組◆

- ・産業廃棄物の処理にあたっては、適正な処理を行い、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により責任をもって管理します。
- ・防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。
- ・所有敷地内の適正な管理に努めます。
- ・町内一斉ごみ拾いなど、地域における美化活動に積極的に参加・協力します。
- ・敷地内の緑化や花壇の管理に努め、まちを彩る花と緑を増やします。

### 3-3 脱炭素に向けた計画の推進

#### 関連するSDGs



#### ◆現況◆

- 本町の二酸化炭素排出量は、計画策定時の平成25年に322千t-CO<sub>2</sub>でした。令和元年には307千t-CO<sub>2</sub>となっており、4.6%（15千t-CO<sub>2</sub>）減少しています。
- 排出元の部門別では、製造業が減少し、業務（店舗・事務所など）部門や運輸部門などからの排出量は増加傾向にあります。
- 町の庁舎では、省エネの取組として昼休みの消灯やノーマイカーウィークの実施、緑のカーテンの設置などを実施しています。
- 消防庁舎及び町内の中学校すべてに太陽光発電システムを設置するなど自然エネルギーを取り入れています。
- 町では、町民への地球温暖化防止対策の啓発に取り組んでいます。
- 都市計画道路下郷大山原線の街路灯は、ソーラー式LED街路灯を採用して省エネを図っています。

#### ◆課題◆

- 省エネをはじめ再生可能エネルギー等の導入や利用など地球温暖化対策を推進していくことが必要です。
- 地球温暖化対策の啓発活動を実施する茨城県地球温暖化防止活動推進員（茨城県在住又は茨城県勤務）の活動を推進することが必要です。
- 意識調査では、地球温暖化問題に町民の関心が高く、不安に感じています。町民一人ひとりが地球温暖化や気候変動についての認識を深め、地球温暖化の緩和策や適応策の取組ができるよう、さらなる情報提供が必要です。

#### ◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組
茨城県地球温暖化対策実行計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を推進し、町・町民・事業者の協働により地球温暖化対策に取り組みます。</li> <li>・茨城県地球温暖化防止活動推進員の推薦及び活動支援を推進します。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭におけるCO<sub>2</sub>排出量の把握や製品・サービスの購入時のCO<sub>2</sub>排出量表示など、見える化の活用を普及させ、CO<sub>2</sub>削減の取組を推進します。</li> <li>脱炭素型の製品・サービスの選択など、「ゼロカーボンアクション30」を推進します。</li> </ul>
茨城町地域気候変動適応計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城町地域気候変動適応計画を推進し、町・町民・事業者の協働により気候変動の対策に取り組みます。</li> <li>気候変動が与える影響について、知見・情報の収集に努め、適応策の検討・実施を進めます。</li> <li>自然災害に備え、ハザードマップの周知を行い、避難警戒態勢の充実を図ります。他の分野においても、気候変動による影響や、これらに対応できる情報を収集し、ホームページや広報紙等で普及啓発に努めます。</li> </ul>
地域循環共生圏の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の企業、関係機関で協働し、地域での資源循環に努めます。</li> <li>町全体で一丸となって、地域循環及び自然との共生を目指します。</li> <li>地域循環共生を目指し、環境学習やイベント等における情報の紹介などを通して、様々なSDGsに対する意識向上を図ります。</li> </ul>
再生可能エネルギービジョンの策定及び推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの種類やポテンシャルについて情報を収集し、ホームページや広報紙等で普及啓発に努めます。</li> <li>脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギービジョンを策定し、推進します。</li> </ul>

## ◆町民の取組◆

- 茨城町地球温暖化対策実行計画にある町民の取組に努めます。
- 茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加します。
- 家庭におけるCO<sub>2</sub>排出量の把握や製品・サービスの購入時のCO<sub>2</sub>排出量表示など、見える化を活用し、CO<sub>2</sub>削減に取り組みます。
- 茨城町地域気候変動適応計画を推進し、気候変動の影響などの情報を収集し、熱中症予防や、ハザードマップや避難場所の確認など、適応に努めます。
- 町や事業所と協働で、地域循環及び自然との共生を目指します。
- SDGsや気候変動への適応策及び緩和策など、ホームページや環境学習、イベント等で情報を収集し、環境意識の向上に努めます。
- 再生可能エネルギーについて情報を収集し知識を深め、協力します。

## ◆事業者の取組◆

- 茨城町地球温暖化対策実行計画にある事業者の取組に努めます。
- 茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加・協力します。
- 事業所におけるCO<sub>2</sub>排出量を把握し、CO<sub>2</sub>削減に取り組みます。
- 製品・サービスにCO<sub>2</sub>排出量を表示するなど、環境ラベルを取り入れ、CO<sub>2</sub>の見える化の活用を協力します。
- 茨城町地域気候変動適応計画を推進し、気候変動の影響などの情報を収集し、熱中症予防や、ハザードマップや避難場所の確認など、適応に努めます。

- ・町や町民と協働で、地域循環及び自然との共生を目指します。
- ・SDGs や気候変動への適応策及び緩和策など、ホームページやイベント等で情報を収集し、環境意識の向上に努めます。
- ・再生可能エネルギーについて知識を深め、できる範囲で協力します。

### ゼロカーボンアクション 30



エネルギーを節約・転換しよう!	太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!
CO2の少ない交通手段を選ぼう!	食ロスをなくそう!
サステナブルなファッションを!	3R (リデュース、リユース、リサイクル)
CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう!	環境保全活動に積極的に参加しよう!

各地で異常気象が発生する中、気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、日本は、2050年カーボンニュートラルを目指しています。

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。このことから環境省では、暮らしを脱炭素化する30のアクション（ゼロカーボンアクション30）をホームページに掲載し、普及啓発しています。

【出典：環境省 ゼロカーボンアクション 30 より抜粋】

### 3-4 協働

#### 関連するSDGs



#### ◆現況◆

- 茨城県ふるさとづくり出前講座では、ごみのリサイクルについての講座を開講しています。
- 茨城県地球温暖化防止活動推進員が地球温暖化防止活動を推進するために、啓発活動を行っています。
- 家庭において、CO<sub>2</sub>排出量の把握をした上での取組がなされているかどうかを町で把握していない状況です。
- 町では、環境美化のため、町内一斉ごみ拾いが年2回実施されています。

#### ◆課題◆

- 茨城県ふるさとづくり出前講座などで、環境保全に関する講義内容の充実を図ることが必要です。
- 茨城県地球温暖化防止活動推進員が行う地球温暖化防止に向けた啓発活動や学習会の強化が必要です。
- 家庭における、CO<sub>2</sub>排出量削減の取組に向け、CO<sub>2</sub>排出量の把握や製品・サービスの購入時のCO<sub>2</sub>排出量表示など、見える化の活用を取り入れ、町内から排出されるCO<sub>2</sub>排出量の削減を強化する必要があります。

- 本計画内で策定する茨城町地球温暖化対策実行計画を周知し、町・町民・事業者の協働による地球温暖化対策を進めることが必要です。
- 町・町民・事業者が協働で行ってきた町内一斉ごみ拾いの継続と活性化が必要です。
- 農畜産系廃棄物などバイオマス資源の堆肥化を推進し、地域で活用できるシステムが必要です。

◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組
学ぶ (主体的な環境学習の推進)	茨城県地球温暖化防止活動推進員に学ぶ学習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城町ふるさとづくり出前講座に茨城県地球温暖化防止活動推進員を招いて開講します。</li> <li>・茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する啓発活動や学習会を開催します。</li> </ul>
	環境イベント等における情報発信・勉強会等の場の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城町環境フェスティバル等での環境、SDGs や地域資源循環等に関する情報の公開、勉強会を開催できる場を提供します。</li> </ul>
	CO <sub>2</sub> 見える化の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における CO<sub>2</sub> 排出量の把握、製品・サービスの購入時の CO<sub>2</sub> 排出量表示など、見える化の活用を普及させ、CO<sub>2</sub> 削減の取組を推進します。(うちエコ診断など)</li> </ul>
	茨城町地球温暖化対策実行計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城町地球温暖化対策実行計画を周知し、町・町民・事業者の協働による地球温暖化対策(緩和策)を進めます。</li> </ul>
活動する (主体的な保全活動の推進)	茨城町地域気候変動適応計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城町地域気候変動適応計画を周知し、町・町民・事業者の協働による適応策を進めます。</li> </ul>
	地域循環共生圏の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域循環共生圏の登録を行い、町・町民・事業者が一体となって地産地消など、地域で様々な資源を循環できる取組を進めます。</li> </ul>
	町内一斉ごみ拾い <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内一斉ごみ拾いを行います。</li> </ul>
	サーキュラーエコノミー(循環型経済)の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーキュラーエコノミーを推進し、自然システムの再生や製品と原料を使い続ける取組を推進します。</li> <li>・農畜産廃棄物などのバイオマス資源を有効活用するため、堆肥化を推進し、耕畜連携した地域リサイクルを検討します。</li> </ul>

## ◆町民の取組◆

- ・茨城県ふるさとづくり出前講座に参加します。
- ・茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加します。
- ・うちエコ診断を受診するなど、家庭におけるCO<sub>2</sub>排出量の把握、製品・サービスの購入時のCO<sub>2</sub>排出量表示など、見える化を活用し、CO<sub>2</sub>削減に取り組みます。
- ・茨城県地球温暖化対策実行計画にある町民の取組に努めます。
- ・茨城県地域気候変動適応計画にある今後予想される影響を把握し、ホームページや広報紙など町からの情報をもとに適応に努めます。
- ・町・事業者とともに、地産地消など、地域で様々な資源を循環できる取組に参加・協力します。
- ・町内一斉ごみ拾いに参加します。
- ・サーキュラーエコノミーの取組に積極的に協力します。

## ◆事業者の取組◆

- ・茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加・協力します。
- ・事業所におけるCO<sub>2</sub>排出量を把握し、CO<sub>2</sub>削減に取り組みます。
- ・製品・サービスにCO<sub>2</sub>排出量を表示するなど、環境ラベルを取り入れ、CO<sub>2</sub>の見える化の活用に協力します。
- ・茨城県地球温暖化対策実行計画にある事業者の取組に努めます。
- ・茨城県地域気候変動適応計画の今後予想される影響を把握し、ホームページや広報紙など町からの情報をもとに適応に努めます。
- ・町・町民とともに、地産地消など、地域で様々な資源を循環できる取組に参加・協力します。
- ・町内一斉ごみ拾いに参加します。
- ・サーキュラーエコノミーの取組に積極的に協力します。

